こちら特報部

「患者の権利」法制化を

現行制度「骨抜き」 医療側が調査の有無判断

表に出ない事故 多数ある可能性

そもそも日本には「医療事故」による死者数の統計はない。二〇一八年の閣僚級世界患者安全サミットの資料によると、人口三億人のアメリカは年間二十万人、人口六千万人のイギリスは同一・九万人、人口八千万人のドイツは同二万人と算出したが、日本は「公式な調査報告なし」だった。

過去に厚生労働省の研究班が一度だけ「医療事故の全国的発生頻度に関する研究」を発表したことはある。全国の十八病院の四千三百八十九人分のカルテを無作為抽出し、医療事故があったかを判定した。適切な医療やケアをしていれば予防できた可能性が50%以上あった医療事故による死者は七人で、入院患者の「六百二十七分の一」が事故で亡くなっていたとした。

これを全国の入院患者数に当てはめると、年間二万人余が医療事故で亡くなっていることになる。新型コロナによる死者一万八千三百八十五人を上回る。患者安全に詳しい江戸川大の隈本邦彦教授は「欧米の同種の研究でも、医療事故の発生頻度はほぼ同じ。日本では、遺族に説明されない事故がかなりあるのではないか」と指摘する。

一五年十月に始まった医療事故調査制度では、診療や治療に関連して患者の予期せぬ死亡があった場合、医療事故調査・支援センターに報告し、原因究明の「院内調査」を行うことが法的な義務になった。だが、調査を始めるか否かの判断は医療機関側で、恣意的な運用に陥る余地はある。

例えば、制度開始から五年で、八百床以上の大病院の23%を占める十八病院はまだ一件も事故を報告していない。人口百万人当たりのセンターへの年間事故報告件数は宮崎、三重県は五件超だが、福井、山梨県などは一件程度で、地域格差は四・九倍と大きい。

隈本教授は「現行制度は医療者が自らを律することを前提としている。事故から真摯に学ぶ矜持を示してほしい」と話す。

骨抜きとなった制度に、遺族からは、センターの機能権限を強める声もあるが、センターの木村壯介・常務理事(七七)は「こちら特報部」の取材に「制度は医療側が自らを律して判断することに意味がある。センターが権力をもって医療側を指導すれば義務感でしかやらなくなり、逆に抜け穴を生む」と否定する。

制度は「医師たちが自らを律する制度を確立し、維持し、積極的に参画することを勧告する」という世界医師会マドリード宣言に基づく。木村さんは「少数だが自ら変わろうと、立ち上がり始めた医師もいる。その勇気を信じたい」と話す。その一人、京大病院医療安全管理部の松村由美教授は「医療現場は、患者を中心にしたチーム治療。事故原因を、誰か一人の医師や看護師が負うことは構造上ありえない」とし、「事故の検証や分析は改善の機会。どこの仕組みが機能しなかったかを話し合うことは医療者のためにもなる」。

どうしたら制度は根付くのか。松村教授は「私案」とした上で「制度に前向きな医療機関には診療報酬を加算するなど、制度の価値を国として認めるやり方も一つではないか」と語る。

「患者の権利法をつくる会」事務局長の小林洋二弁護士は、医療基本法の制定を挙げる。「教育や障害者など国内に五十二の基本法があるが、医療にはない」

「原告の会」とほぼ同時期に発足した同会。「原告の会は事故調査制度を、私たちは患者の権利の法制化を目指して協力してきた。基本法で『安全な医療を受ける権利』を位置付けられれば、理念に相応した調査制度になる」

原告の会の宮脇会長は、訴える。「事故が起きれば、医療者と被害者の間に大きな溝が生まれ、双方に一生消えない傷を残す。だけど、私たちから逃げないでほしい。立場は違うが、同じ傷を抱えている。一緒に乗り越えたいのです」

医療事故調査制度について今後を語るセンターの木村常務理事＝東京都港区で

調査制度を担う「医療事故調査・支援センター」。利用低迷が続いている＝東京都港区で

医師と被害者 双方の傷を 乗り越えるため…

現場にも変化の兆し「立ち上がる勇気信じたい」

デスクメモ

医療者側の自律性に期待するというのはいいのだが、それが十分発揮されていないように見える現状があるからこそ、「原告の会」は声を上げている。病気は早期発見、早期治療が大事だとどこの医師も言うが、ならばこの制度も再検査して、悪いところを早く治療すべきではないか。（歩）

2021・12・26

こちら特報部

「医療過誤原告の会」発足30年

原因究明へ厚い壁

家族が病院で予期せぬ死に巻き込まれたら…

もし、あなたの大切な人が医療機関で予期せぬ死に巻き込まれたら。その問いに真摯に向きあってきたのが、医療事故被害者や家族でつくる「医療過誤原告の会」だ。発足して三十年になる。カルテ開示など医療の情報公開に関する環境はずいぶん変わったが、医療事故調査制度の低迷など問題は根深い。コロナで医療が注目される今だからこそ、「患者の権利」についてあらためて考えたい。（木原育子）

医療事故の実態を知ってもらおうと、チラシを続ける宮脇会長（右から4人目）ら「医療過誤原告の会」の会員ら＝11日、東京都豊島区で

十一日夕、JR池袋駅周辺。寒空の下で、シンボルのオレンジ色のジャンパーに身を包んだ「医療過誤原告の会」の会員が慣れた様子でチラシを手渡していた。木下正一郎弁護士(五三)が拡声器を手に「医療事故の実態を知ってください」と声をからす。素通りしようとする人を必死に呼び止めたり、立ち止まってくれた人と話し込む会員の姿も。

「このようなチラシを配る日が来るとは、夢にも思いませんでした」と、声を絞り出したのは会員の小澤和仁さん(六一)。二〇一四年四月、初出産だった娘が陣痛促進剤を投与された後、脳出血に陥った。孫は帝王切開で生まれたが、娘は重度身体障害者に。裁判をする中で「日本の医療は本質的にミスを招きやすい構造になっているのでは。変わってほしい」と街頭活動に参加するようになった。

東京都在住の井上恵子さん(五七)は一三年十月、乳がん検査で、別の女性と検体を取り違えられ、あやうくがんを放置してしまうところだった。「事故の原因が知りたかっただけなのに、いかに壁が厚いか身に染みた。情報開示が不十分な中で、事故調査を行わなければならない現実を変えたい」と訴える。

会長の宮脇正和さん(七二)は「被害者になって初めて会を知る人ばかり。誰が事故当事者になっても不思議ではない」と話した。

会は長野市の近藤郁男さん（故人）が一九九一年に発足させた。盲腸手術の麻酔が原因で当時十二歳の次男が寝たきりになった医療事故がきっかけだった。

当時はカルテ改ざんは日常茶飯事で、99%以上の証拠を握った医療機関側から勝訴を勝ち取るのは、近藤さんの表現を借りれば「氷山に豪邸を立てるようなもの」。泣き寝入りする家族も多い中、「勇気をもって医療被害者がこぞって立ち上がる時だ」と次男の裁判終了後に立ち上げた。

宮脇さんも八三年に当時二歳九カ月だった次女を医療事故で亡くしていた。「仲間がいることが本当に心強かった。医療現場に風穴をあけようと懸命でした」

訴訟支援や講演会…。発足当初約百五十人だった入会者は、現在千六百人を超えた。医療事故調査制度の大綱案が示された後の二〇〇八年十一月から毎月街頭活動を続け、今回で百二十六回目だった。

十九日には都内で、発足三十年を迎えたシンポジウムを開催。医療事故で家族を亡くした十人が登壇し、故人の在りし日の姿を語った。消防団での活躍、結婚のなれそめ、温泉旅行を楽しみにしていたこと…。個別の医師に恨みをぶつける人はおらず、医療事故が日常の延長線上にあることを訴えた。

山口由美さん(五八)は一五年十二月に夫＝享年(五四)＝を医療事故で亡くした後、病院側と話し合いを重ねたことを報告した。「丁寧に向きあってもらえたことで、今は気持ちの整理もついた。夫の分も精いっぱい生きたい」と語ると、参加していた遺族や医療関係者から大きな拍手がわき起こった。

不十分な情報開示「現実を変えたい」

シンポジウムで、在りし日の家族の姿を切々と語る遺族たち。参加者は真剣な様子で聞き入った＝19日、東京都内で